

第 3 号 議 案

令和5年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和5年9月13日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和5年度港湾事業費	令和5年度から令和7年度まで	800,000 ^{千円}	令和5年度から令和8年度まで	1,100,000 ^{千円}

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 港湾事業費	2 港湾整備費	港湾整備費	650,000 ^{千円}